

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について

令和元年 6 月
蓮 田 市

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 15 条第 6 項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況を公表します。

(1) 時間外勤務時間の削減

各職員が1年間の時間外勤務時間数について、人事院規則等が定める上限目安時間360時間を超える職員をゼロにします。

➤ 26年度実績 26人 ⇒ 数値目標 0人

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
時間外勤務時間数が年間360時間超の職員数（人）	32	28	27

(2) 管理職職員への女性職員登用の推進

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について、登用率20%にします。

➤ 26年度実績 13.5% ⇒ 数値目標 20%

区分	平成31年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点
女性管理職の割合（%）	25.0	20.1	19.4

(3) 育児休業の取得の推進

育児休業の取得率について、男性職員は10%にし、女性職員は100%を継続します。

➤ 26年度実績 男性0%、女性100% ⇒ 数値目標 男性10%、女性100%

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
男性職員の育児休業取得率（%）	3	0	0
女性職員の育児休業取得率（%）	100	100	100